五　都市の低炭素化の促進に関する法律第十二条に規定する認定集約都市開発事業計画（当該認定集約都市開発事業計画に次に掲げる事項が定められているものに限る。）の区域

イ　当該認定集約都市開発事業計画に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する集約都市開発事業（社会資本整備総合交付金（予算の目である社会資本整備総合交付金の経費の支出による給付金をいう。）の交付を受けて行われるものに限る。ロにおいて「集約都市開発事業」という。）の施行される土地の区域の面積が二千平方メートル以上であること。

ロ　当該認定集約都市開発事業計画に係る集約都市開発事業により都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する特定公共施設の整備がされること。

第三十九条の十三第三十二項中「（昭和三十二年政令第四十三号）」を削る。

第三十九条の三十三の三第一項中「特定振替社債等（以下この項」の下に「及び第八項」を加え、「計算期間ごとに当該計算期間に対応する利子等について」を「支払を受ける利子等ごとに」に、「計算期間の初日」を「利子等の支払の日」に改め、同条第二項中「民間国外債（以下この項」の下に「及び第八項」を加え、「発行差金」を「償還差益」に改め、同条第三項第一号中「この項」を「この号及び次号」に、「同条第七項」を「同項」に改め、同項に次の二号を加える。

三　法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人の発行する法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債（以下この号及び次号において「割引債」という。）の償還差益（当該割引債の同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。以下この号及び次号において同じ。）のうち、当該償還差益の金額に当該割引債に係る第二十六条の十九第一号に規定する割合を乗じて計算した金額に相当するもの

四　法人税法第百四十一条第二号又は第三号に掲げる外国法人の発行する割引債の償還差益のうち、当該償還差益の金額に当該割引債に係る第二十六条の十九第二号に規定する割合を乗じて計算した金額に相当するもの

第三十九条の三十三の三第四項から第六項までを削り、同条第七項中「特定短期社債の同項に規定する償還差益の支払を受ける者」を「同項に規定する特定振替割引債（以下この項、第七項及び第八項において「特定振替割引債」という。）の保有により生ずる所得を有する者」に、「特定短期社債の発行をする者との間に」を「特定振替割引債の発行者の」に、「政令で定める特殊の関係のある者」を「特殊関係者」に、「当該発行をする者」を「当該発行者」に、「当該支払を受ける者」を「当該所得を有する者」に、「特定短期社債を」を「特定振替割引債を」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とし、同条第九項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7　法第六十七条の十七第九項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　外国法人が事業年度終了の時において法人税法第六十一条の三第一項第一号に規定する売買目的有価証券に該当する特定振替割引債を有する場合において、当該特定振替割引債に係る同条第二項に規定する評価損が生じたとき　当該評価損に相当する金額

二　外国法人が事業年度終了の時において法人税法施行令第百十九条の十四に規定する償還有価証券に該当する特定振替割引債を有する場合において、当該特定振替割引債に係る同令第百三十九条の二第二項に規定する調整差損が生じたとき　当該調整差損に相当する金額

三　外国法人が有する特定振替割引債につき法人税法施行令第六十八条第一項第二号イに掲げる事実が生じた場合において、法人税法第三十三条第二項の規定により当該特定振替割引債の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したとき　同項に規定する差額に達するまでの金額に相当する金額

四　外国法人が特定振替割引債を有する事業年度において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額のうちに法人税法第二十二条第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用で特定振替割引債の保有に係る所得を生ずべき業務と当該所得以外の所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額（以下この号において「共通費用の額」という。）がある場合　当該共通費用の額のうち、収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうち当該外国法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により当該特定振替割引債の保有に係る所得の金額の計算上の損金の額として配分される費用の額に相当する金額

8　法第六十七条の十七第九項の場合において、同項の外国法人が、特定振替社債等の同条第二項に規定する発行者（以下この項において「特定振替社債等の発行者」という。）の同条第二項に規定する特殊関係者、民間国外債の発行をする者の同条第三項に規定する特殊関係者又は特定振替割引債の発行者の同条第六項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該特定振替社債等の発行者、当該民間国外債の発行をする者又は当該特定振替割引債の発行者の当該外国法人が当該特定振替社債等、民間国外債又は特定振替割引債を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

第三十九条の三十三の三第十項第一号中「発行差金」を「償還差益」に、「償還差益若しくは」を「保有により生ずる所得若しくは」に改め、同項第二号中「規定する外国法人」を「掲げる外国法人」に、「当該外国法人」を「これらの外国法人」に改め、同項を同条第九項とする。

第三十九条の三十三の四を削る。

第四十条の二第一項中「第四項」を「第六項」に改め、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項中「第四十条の二第十四項」を「第四十条の二第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第四十条の二第十四項」を「第四十条の二第十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項から第十一項までを三項ずつ繰り下げ、同条第七項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　法第六十九条の四第三項第二号イに規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める部分とする。

一　被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物が建物の区分所有等に関する法律第一条の規定に該当する建物である場合　当該被相続人の居住の用に供されていた部分

二　前号に掲げる場合以外の場合　被相続人又は当該被相続人の親族の居住の用に供されていた部分

第四十条の二第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第十四項」を「第十七項」に改め、同項第二号中「第六十九条の四第二項各号」を「第六十九条の四第二項」に改め、「のうちいずれか一の要件」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「宅地等で」を「宅地等のうち」に、「居住の用に供されていた宅地等（」を「居住の用（同項に規定する居住の用をいう。以下この条において同じ。）に供されていた宅地等（」に、「部分に」を「部分（当該居住の用に供されていた部分が被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物（建物の区分所有等に関する法律第一条の規定に該当する建物を除く。）に係るものである場合には、当該一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち当該被相続人の親族の居住の用に供されていた部分を含む。）に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。